

牟礼コミュニティ・センタープール利用のきまり

▼開催期間

令和6年7月20日(土)～令和6年8月25日(日)までの期間(別紙「令和6年度牟礼コミュニティ・センタープール開催日程表」を参照してください。)

※ 7月20日(土)は、水上フェスティバル開催のため、通常の個人利用はできません。

※ 毎週火曜日、8月11日(日)、8月12日(月)は、休場となります。

▼利用方法

2時間制(入場した時間から2時間、受付締切時間→午後3時45分)

利用時間	日	月	火	水	木	金	土
10:30～16:30 (2時間制)	個人利用	個人利用	休館日	個人利用	個人利用	個人利用	個人利用

▼プールを利用できる人

1. 原則として満3歳以上(おむつが取れている事)の三鷹市民(在勤・在学含む)に限ります。
2. 小学生3年生以下の子供には、満18歳以上で水着を着用した付き添いの方が必要です。付き添い1人につき子供は、2人までです。

▼プールを利用する時は

1. 利用申込書に必要事項を記入して下さい。
2. 券売機で入場券(大人200円、小・中学生50円)を買い、利用申込書に貼って券を地下プール受付に提出して下さい。その際、半券を受け取り、お帰りの際に半券を受付に提出して下さい。
3. 更衣ロッカー(100円・お金は戻ります。)を必ず利用し、盗難防止のために鍵をかけて下さい。盗難等についての責任は負いません。
4. 水着、水泳帽子を必ず着用して下さい。
5. 入場定員は120人です。
6. 利用時間は、入場した時間から2時間です。

▼プール入場にあたっては次のことを守って楽しく安全にご利用下さい。

1. 貴重品や遊び道具(ビーチボール、水中めがね(ガラス製)、足ヒレなど)は持ってこないで下さい。ただし、浮輪、ビート板、及びプラスチックゴーグルの使用はさしつかえありません。また、食べ物は持ち込まないで下さい。飲み物については、ペットボトル、水筒はプールサイドまでは持ち込み可能です。
2. 持ち物は、なくさないように各自で充分注意して下さい。
3. プールへ入る前に、必ずシャワーにかかり、消毒槽で腰を水にひたし、準備体操をして下さい。
4. プールから出た後は、うがいをし、目をよく洗って下さい。
5. プールの中では、水着、水泳帽以外は、着用しないで下さい。また、特にガラスや金属でできたもの(メガネ、時計、ヘアピンなど)は、身につけないようご注意下さい。なお、日焼け止めクリーム、サンオイル等の使用はご遠慮下さい。
6. プールサイドで走ったり、プールへ飛び込むことなどは危険ですから、絶対にしないで下さい。

※ 持ち込みができない物

携帯電話、ビデオ、カメラ、AV 関連機器、その他他人に迷惑がかかる物など。

7. 次の人は入場できません。
 - (1) 水着、水泳帽子を着用していない人。
 - (2) 酒などを飲んで、酔いのさめていない人。
 - (3) プールへ入るのに不適當な病気にかかっている人(特に伝染性の病気にかかっている人)。
 - (4) プールに入ると発病するおそれのある人。

▼異性の更衣室利用年齢制限について

東京都の「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」が令和4年1月1日に改正され、混浴できない年齢基準が「10歳以上」から「7歳」に引き下げられました。

これに伴い、牟礼コミュニティ・センターの更衣室においても、異性の更衣室を利用できる年齢を「6歳まで」といたします。

7歳以上の異性の親子で利用する場合は、「監視員」または、「事務局」まで、ご相談ください。

保護者が幼児・小学生低学年(1年生～3年生)の付添いをする場合

1. 保護者が1人の場合

保護者数	プールの利用者数	※1 保護者の着衣	利用できるプール
1 人	幼児 2 人まで	水着を着用しなくても可 ※2 (着衣の保護者)	保護者と幼児は、全員幼児用プール
	小低学年生 2 人まで	水着着用	保護者と小低学年は、全員 25 ㎡ プール
	幼児 1 人と 小低学年生 1 人	水着を着用しなくても可 ※2 (着衣の保護者)	保護者、幼児、使用低学年生は、全員幼児用プール
	幼児 1 人と 小低学年生 2 人	—————	利用者数オーバーで、利用できない。

※1. 保護者とは、原則として水着・水泳帽子を着用している 18 歳以上の方で、幼児・小学校低学年及び介護を必要とする方の監視・介護を行う者とする。

※2. 着衣の保護者とは、幼児用プールサイド周辺で水に入ることなく幼児の付添い限り水着・水泳帽子を着用しなくてよいとした保護者とする。

2. 着衣の保護者以外の方の付添見学について

幼児の安全確保の為に監視に専念して頂く為、着衣の保護者以外の方(大人・子どもを問わず)の付添見学はご遠慮下さい。

3. 幼児等の保護者の付添については、泳力の低い者を基準に安全確保を基本に決まりを定めていますが、ご不明な点がございましたら、事務局へお問い合わせ下さい。

水着などを着用しない保護者の幼児付添について

1. 着衣の保護者について

牟礼コミュニティ・センターのプールについては、幼児の方は幼児用プールのみ
の利用となります。

その際、保護者の方は、例外として水着・水泳帽子を着用せずに(以下、「着衣の保
護者」という。)動きやすい衣類のままで付添ができます。

ただし、着衣の保護者は、次の事を守ると同時に、幼児の安全を図るため、いつで
も迅速に対応できるよう、幼児の状況には常に注意してご利用下さい。保護者の方
には、プールサイドで監視・介護に責任を持って頂きます。

2. 着衣の保護者は、次の事をお守りください。

(1) 着衣の保護者であることの申出について

1階事務室前に備え付けの入場整理券に所定事項を記入する際に、着衣の
保護者を選択して下さい。なお、この場合でも、着衣の保護者分の入場券 200
円を購入して頂きます。

(2) 着衣の保護者以外の方の付添見学について

着衣の保護者の方には、幼児の安全を確保する上で必要最低限の人数で監
視に専念して頂く為、着衣の保護者以外の方(大人・子どもを問わず)の付添
見学はご遠慮下さい。

(3) 着衣の保護者、幼児の入場前の足腰の消毒、シャワー浴びなどについて

着衣の保護者は、幼児を①シャワーに浴びせた後、②消毒槽(腰洗い場)で
消毒してから入場させて下さい。なお、素足の着衣の保護者も、消毒槽で足
を消毒してから入場して下さい。

(4) 着衣の保護者の入水について

幼児の事故を防止する為、やむを得ない場合を除いて、着衣の保護者は水
の中に入れてません。

(5) 着衣の保護者の付添場所について

付添場所は、幼児用のプールサイドに限ります。

(6) 着衣の保護者の物品の持ち込みについて

物品の持ち込みについては、幼児の安全確保に努めて頂く為、携帯電話、
本、雑誌類、日傘などの持ち込みはできません。

(7) 幼児入場等での監視員の補助について

プール監視員は、原則として、幼児の入退場及び利用についての補助は致
しませんので、御承知おき下さい。

3. その他、プールのご利用に関してご不明な点がございましたら、事務局へお問い合わ
せ下さい。